

## 株式会社岩槻タクシーの安全に対する社長コミットメント

私達公共の輸送に携わる者としては輸送の安全確保は重要な使命であり責務であります。車両の整備点検は基より乗務員の安全に対する認識と自覚責任感の充実を図ることが肝要であります。経営者としては売上至上主義から脱却し法令遵守を基本にした組織運営の在り方への方向付けが確りと成されることが第一に必要と考えられます。大切な生命を最大限に尊重し得る組織風土を醸成する責任を強く痛感しております。道路交通法違反のみならず社会人としての常識やモラルの欠如は道路運送事業に従事する者としてその資格が無いものと言わざるを得ません。よって、弊社におきましては下記のとおり安全方針と重点目標を策定し、かつその目標を達成すべく安全施策を実行し、その点検を私自らが先頭に立って実施しその見直しを図りながらマネジメント態勢を強化する決意であります。事故による死傷者を絶対に出さないという強き決意で以下のコミットメントを発表するものであります。また、年に2回情報公開をし、その進行状況と問題点及び是正予防策の発表をしていくことをここにお約束いたします。

### 安全理念

1. 私たちは法令を絶対遵守します。
2. 私たちは生命を尊重いたします。
3. 私たちは安全を最優先いたします。

### 安全4大方針

1. 道路交通法を遵守する。
2. 飲酒運転及び酒気帯び運転を絶無にする。
3. 過労運転を根絶する。
4. 事故防止を使命とする。

安全マネジメントの態勢の継続的改善の実施を実行する。

### 安全重点目標

1. 違反による検挙数をゼロにする。
2. アルコールチェック完全実施による検知者数をゼロにする。
3. 拘束時間超過者及び乗務距離最高限度超過者をゼロにする。
4. 事故発生件数のうち有責人身事故をゼロにする。
5. 第一当事者発生事故を月間4件以内及び年間48件以内にする。

## 安全重点施策

1. 違反防止のための法令遵守指導教育を実施する。
2. 速度超過傾向者を洗い出し個人別指導を実施する。
3. 迷惑駐車の根絶のため休憩時における駐車位置の確認をするとともに放置傾向者については個人別指導を実施する。
4. アルコールのもたらす危険性の指導を実施する。
5. アルコールチェック時に検知された者については個人別指導を実施する。
6. 拘束時間超過者及び乗務距離最高限度超過者については個人別指導を実施する。
7. ヒヤリハットの体験を収集し事例紹介を実行する。
8. KYT シートによる危険予知トレーニングを実施する。
9. 事件事例を紹介しその原因と再発防止策を周知し指導する。
10. 万一事故惹起した場合には事故惹起者に対して個人別指導を実施する。
11. 65歳以上の乗務員に対しては適齢診断を受診させその結果からカウンセリングを実施する。
12. 健康管理面の充実を図る為高血圧有所見者に対して出番ごとに状況を確認する。

以上

令和3年2月22日

株式会社岩槻タクシー

代表取締役社長

吉田清貴

# 安全管理規程

株式会社岩槻タクシー

# 輸送の安全に関する基本的な方針

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

### (目的)

- 第一条** この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

- 第二条** 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条** 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

**第四条** 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

### (輸送の安全に関する目標)

**第五条** 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

### (輸送の安全に関する計画)

**第六条** 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

## 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### (社長等の責務)

**第七条** 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長及び取締役会は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び取締役会は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

### (社内組織)

**第八条** 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 営業所所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所社員を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

### (安全統括管理者の選任及び解任)

**第九条** 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### (安全統括管理者の責務)

**第十条** 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

**第十一条** 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

**第十二条** 社長及び取締役会と実務担当者（運行管理者、運転者等）は、双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、全社員は安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

##### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

**第十三条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、社長及び取締役会、安全統括管理者は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### (安全配慮)

- 第十四条** 安全統括管理者は労働契約法第5条(労働者の安全への配慮)に基づき、社員がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする。
- 2 安全統括管理者は健康診断結果の告知、精神疾患を防止するため労働環境の改善、増悪防止措置等の義務を実施する。
  - 3 安全統括管理者は災害発生時に伴う被災地への旅客運送に関し、社員の安全を十分に配慮する。

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第十五条** 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

### (輸送の安全に関する内部監査)

- 第十六条** 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### (輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十七条** 社長及び取締役会は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 社長及び取締役会は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。



## (情報の公開)

- 第十八条** 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

## (輸送の安全に関する記録の管理等)

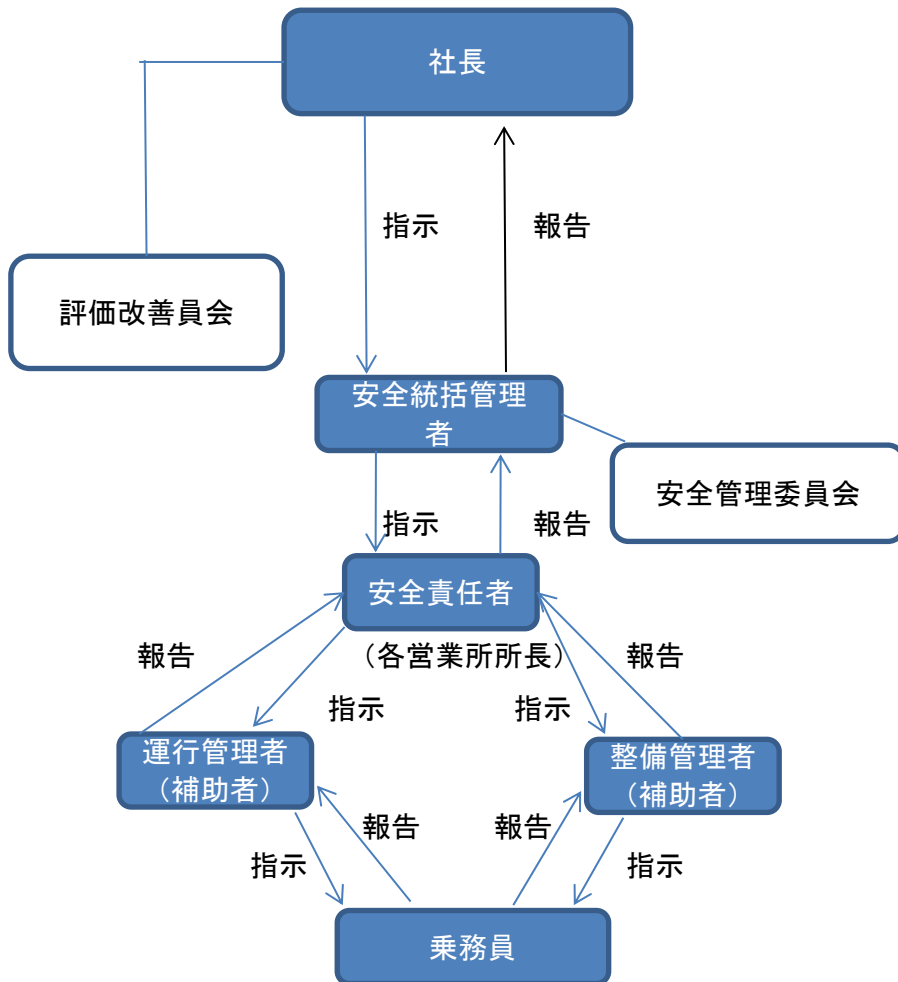
- 第十九条** 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は帳票及び電子媒体により適切に行う。

## 付 則

この規程は、令和3年3月10日から実施する。

# 安全マネジメント組織体制

株式会社岩槻タクシー



社長	吉田清貴
安全統括管理者	井上勝則
(統括管理者代行)	
安全責任者	各営業所所長

評価改善委員会	社長・安全統括管理者
安全管理委員会	
◎ 委員長	社長
○ 副委員長	安全統括管理者
広報担当	
重大事故等対応	
記録担当	
教育訓練担当	
情報担当	

